

# 税務ポイント

## (会社の税務よろず相談室<sup>168</sup>)法人税・所得税関係

### 人材確保等促進税制の概要

Q. 人材確保等促進税制とはどのような制度でしょうか。概要を教えてください。

A. 人材確保等促進税制とは、新卒や中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、新規雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額又は所得税額から控除する制度です。(新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置)

#### ① 適用対象企業

青色申告書を提出する個人及び法人(中小企業者に限定されない)です。税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。

#### ② 適用期間

法人は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用することが出来ます。(個人事業者は令和4年分・同5年分の所得税について適用)

#### ③ 通常の適用要件

通常の適用要件は、新規雇用者給与等支給額(※1)が、前年度の新規雇用者給与等支給額(新規雇用者比較給与等支給額)より2%以上増えていることです。この場合、控除対象新規雇用者給与等支給額(※2)の15%を法人税額又は所得税額から控除することが出来ます。(ただし、税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%を上限とします。)

#### ④ 上乗せ要件

通常の適用要件に加えて、教育訓練費の額(※3)が、前年度より20%以上増えている場合には、通常要件の控除率を5%上乗せし、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%を法人税額又は所得税額から控除することが出来ます。(ただし、税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%を上限とします。)

### 【上記で(※)を付した用語の定義】

※1「新規雇用者給与等支給額」とは、国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。

① 国内雇用者とは、法人の使用人のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載

された人をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれます。ただし、使用人兼務役員及び役員の特典関係者は含まれません。

② 国内新規雇用者とは、法人の国内雇用者のうち、当該法人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していない者をいいます。

③ 雇用保険の一般被保険者とは、雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等以外は、原則として雇用保険の被保険者となり、そのうち高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者以外の被保険者のことをいいます。

(給与等とは、俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)

※2「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは、適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点です。

※3「教育訓練費の額」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。法人が教育訓練等を自ら行う場合の外部講師謝金や外部施設使用料等の費用、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の研修委託費等の費用、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用等が該当します。

### 年度途中で採用された国内新規雇用者の考え方

国内新規雇用者については、事業年度の開始とともに雇用される者だけでなく、事業年度の途中から雇用される者も想定されるところ、新規雇用者給与等支給額の算定の考え方について、以下に例を示します。

●3月決算企業を想定し、本税制の適用年度を令和3年度、前年度を令和2年度とします。

●当該企業は、新卒採用者A・Bと中途採用者C～Gの計7名を雇用します。

●雇用者A～Gの採用時期は、新卒採用者A(令和2年4月)、新卒採用者B(令和3年4月)、中途採用者C(令和2年6月)、中途採用者D(令和2年12月)、中途採用者E(令和3年5月)、中途採用者F(令和3年7月)、中途採用者G(令和元年10月)とします。

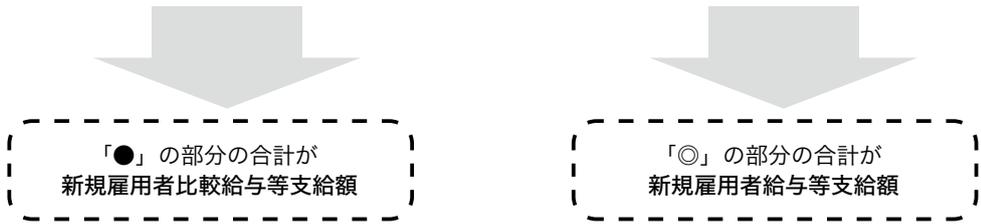
⇒ 上記のケースにおいて、雇用者A～Gについて、次頁の図で「●印」又は「◎印」を付した部分の年月の給与額が、「(国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対して)雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額」に該当し、新規雇用者給与等支給額の対象となります。

⇒ したがって、●印部分の合計は前年度における新規雇用者給与等支給額であるから、その額が「新規

雇用者比較給与等支給額」となり、また、◎印部分の合計は適用年度における新規雇用者給与等支給額

であるから、その額が「新規雇用者給与等支給額」となります。

	前年度（令和2年度）												適用年度（令和3年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新卒採用者 A / R2.4 採用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●												
新卒採用者 B / R3.4 採用													◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中途採用者 C / R2.6 採用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎										
中途採用者 D / R2.12 採用									●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
中途採用者 E / R3.5 採用													◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中途採用者 F / R3.7 採用															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中途採用者 G / R1.10 採用	●	●	●	●	●	●																		



$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額（適用年度）} - \text{新規雇用者比較給与等支給額（前年度）}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額（前年度）}} \geq 2\%$$

【参考】 経済産業省：「人材確保等促進税制」御利用ガイドブック  
 (税制委員会：蘆秀行、大池明、北澤剛 グループ稿) (監修：関東信越税理士会 松本支部)

## 2022 シーズン松本山雅 FC 主催試合 観戦チケットを抽選でプレゼント!!

J3リーグ松本山雅 FC 主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

**【注意事項】**

- ・チケットは会場：アルウィン / ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは3枚ございます。1名の方にプレゼント。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催を含めスケジュール等が変更となる場合も予想されますが、ご了承願います。
- ・今回は3月26日 [vs 鹿児島ユナイテッド FC] ～ 5月29日 [vs FC今治] のチケットです。以降、運営会社よりチケット受け取り次第、ご案内いたします。

**【応募方法】**

①お名前 ②企業名 ③ご連絡先 (郵便番号・住所・電話番号) ④ご希望される試合  
 ※お一人様1試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦

チーム」をご記入下さい。

前記4項目をご記入の上、法人会事務局に FAX (36-0839) で、3月14日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

**『対戦スケジュール』**

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ3節	3月26日(土)	鹿児島ユナイテッド FC	14:00
J3リーグ5節	4月10日(日)	テゲハジャーロ宮崎	15:00
J3リーグ7節	4月30日(土)	アスクラロ沼津	19:00
J3リーグ8節	5月4日(水)・祝	ギラヴァンツ北九州	15:00
J3リーグ10節	5月29日(日)	FC今治	12:00

**【お問い合わせ】** 法人会事務局 (電話：0263-35-8080)